平和安全法制への対案⑤（一般法）

【国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

国際社会の平和及び安全に寄与する目的で自衛隊を海外に派遣するための一般法として国際平和支援法（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律）が制定されたが、自衛隊の活動範囲や武力行使との一体化との関係で問題がある。

→　国際平和支援法を廃止し、これに代わる新法を制定する必要がある。

国際平和共同対処事態に際し、人道復興支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することとする。

現行（→廃止）		維 新 案
国際平和共同対処事態（国際社会の平和・安全を脅かす事態への共同対処）の対応措置 〔なし〕 ・協力支援活動 ・捜索救助活動 ・船舶検査活動	⇨	国際平和共同対処事態（国際社会の平和・安全を脅かす事態への共同対処のほか、自主再建国・国民等への支援の共同対処）の対応措置 ・人道復興支援活動 ・協力支援活動 ・捜索救助活動 〔なし〕
国連の授権決議・関連決議に基づき派遣が可能	⇨	国連の授権決議がある場合のみ派遣を容認
現に戦闘行為が行われている現場以外で実施	⇨	我が国領域及び“非戦闘地域”で実施
対応措置の実施前に国会承認	⇨	基本計画（自衛隊実施部分）につき国会承認
弾薬の提供・戦闘発進準備中の航空機への給油等が可能	⇨	弾薬の提供・戦闘発進準備中の航空機への給油等を禁止
輸送、保管、修理・整備の対象に制限なし	⇨	我が国として輸送、保管、修理・整備をすることが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）を除外